ｂ　最近２事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の２第１項に規定するセグメント情報を注記している場合にあっては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

⑲　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

第一一号の四様式記載上の注意(10―4)中「除く。）について」を「除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について」に、「（10―５）」を「㉑」に、「この（10―４）」を「⑰」に改め、同記載上の注意(10―4)を⑰として、同記載上の注意(10―3)ｂ中「（10―２）ただし書」を「⑫ただし書」に改め、同記載上の注意(10―3)ｃ㋑中「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を「親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額」に改め、同記載上の注意(10―3)ｃ㋒中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改め、同記載上の注意(10―3)ｄ中「このｄ」を「ｄ」に改め、同記載上の注意(10―3)を⑯として、(10―2)の次に次のように加える。

⑬　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑫により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑫ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下⑬において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、⑫ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑭　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑫により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑫ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑮　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑫により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑫ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑫ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

第一一号の四様式記載上の注意(10―2)中「記載されていない場合」の次に「（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）」を加え、「この（10―２）」を「⑫」に、「（10―３）のｂ」を「⑯のｂ」に改め、同様式記載上の注意(10―2)を⑫として、⑩の次に次のように加える。

⑪　主要な経営指標等の推移

ａ　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。